

選 択 約 款

〔業務用A契約〕

2019年10月1日

幸手都市ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解約	4
11. その他	4
(付 則)	
1. この選択約款の実施期日	5
(別 表)	
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	7

1. 目的

この選択約款は、業務用需要の普及を通じて当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(2)及び(3)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「業務用需要」・・・ 商業用・工業用・公用・医療用等でガスを使用するお客様をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」・・・ 契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」・・・ 契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」・・・ 契約で定めるお客様の1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約季節負荷率」・・・ 次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

(算式)

$$\text{契約季節負荷率} = \frac{\text{7月から9月の契約月別使用量の合計}}{\text{1月から3月の契約月別使用量の合計}} \times 100$$

- (6) 「消費税等相当額」・・・ 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」・・・ 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」・・・ 8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客様がこの選択約款による適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 業務用需要としてガスを使用すること。
- (2) 契約年間使用量が4,000立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間引取量が契約年間使用量の80パーセント以上であること。
- (4) 契約季節負荷率が60パーセント以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。ただし、緊急調整を行った場合において、お客様はこれに伴う損害が発生しても当社に請求できないものといたします。

5. 契約の締結

- (1) お客様は、この選択約款に基づき当社と協議の上、次の契約使用量を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
 - ① 契約月別使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始する場合は、料金の適用開始の日から同日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 既に当社と他のガス使用契約を締結しているお客様が、この選択約款の申し込みをされた場合は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って、当社とおお客様の双方が契約内容について異議のない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に変更されたお客様から、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又はガス小売供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合には、この限りではありません。
- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に、お客様から他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客様が当社と他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(3)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合は、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (3) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。この場合、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) お客様の都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(3)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(3)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

85,290 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した、トン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を基に次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9545 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0461$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びLPG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客様又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関する部分を第三者に譲渡する場合には、お客様又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(1)によりこの選択約款が変更された場合には、契約期間中であっても双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。)には、契約期間中であっても相互にこの契約を解約できるものといたします。

(3) 契約期間中にこの契約が解約された場合は、ガス小売供給約款に基づく契約となります。ただし、当社が他の選択約款への変更を承諾した場合は、この限りではありません。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

(付 則)

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款〔業務用A契約〕(以下「旧選択約款」といいます。)に基づき料金を算定するものといたします。
- (2) 当社は、2019年9月30日まで旧選択約款を締結していたお客さまで、2019年10月1日以降もこの選択約款が適用されるお客さまについて、この選択約款においてもその契約期間を適用いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合には、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた

します。

- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたしません(小数点以下の端数切り捨て)。

(算式)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

- (1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4,840.00 円
---------------------	------------

- (2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	145.45 円
-------------	----------

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。